

(23) 妊産婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成事業	
【担当部署】 福祉課健康推進係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 妊産婦が分娩可能な、高度な周産期医療を行う周産期母子医療センター等にて妊婦一般健康診査及び産婦健康診査（以下、健康診査）及び分娩を行う必要がある場合、自宅又は里帰り先から周産期母子医療センターまでの移動時間が概ね 60 分を超える場合、その交通費と宿泊費の一部を助成する。	
【補助対象者】 次の全てに該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・中富良野町に住所を有する者 ・中富良野町から健康診査受診票の交付を受けている者 ・住所地（又は里帰り先）から最も近い、対象妊産婦の受け入れが可能な周産期母子医療センターまで概ね 60 分以上の移動時間を有する者 ・医学的な理由等から、周産期母子医療センターでの健康診査及び分娩行う必要があると認められた者。 	
【補助金額】 <ul style="list-style-type: none"> ・交通費：自宅から周産期母子医療センターまでの距離に応じた金額（出産前 14 回、出産時 1 回、出産後 2 回を上限） ・宿泊費：7,600 円を上限（最大 14 泊まで） 	
【実施期間】 令和 7 年度～	
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金交付申請書 ・母子健康手帳の写し ・周産期母子医療センター通院及び分娩理由書 ・宿泊日、宿泊者、宿泊施設名、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収証などの書類（宿泊費の助成を受ける場合のみ。） ・振込先の口座が確認できるもの（預金通帳など） 	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②交付決定⇒ ③指定口座へ振り込み	
【備考】	